

見積依頼書

分任契約担当官
陸上自衛隊関東補給処用賀支処
会計課長 金子 知巳

以下のとおり見積を依頼します。

1 見積依頼

契約実施計画番号	調達要求番号	物品番号	仕様書番号				
2PRX1GE00610	2PSD1A10205 0001						
品名 または 件名							
産業廃棄物処理							
部品番号 または 規格							
仕様書のとおり							
使用器材名							
数量	単位	銘柄	使用期限等	グループ	指定	検査	包装
1.00	ST						
納地または工事場所				引渡場所			
関東処 用賀支 搬入場所				関東処 用賀支 納期または工期			
用賀支処補給班				令和5年3月30日(木)			

2 契約条項を示す場所

陸上自衛隊 会計課事務室

3 説明会及び提出の日時場所

説明会日時場所：

提出日時場所：令和5年1月16日(月) 10時00分

4 決定方式及び契約方式

決定方式：総品目総額 契約方式：随意契約

5 注意事項

(1) 参加する者に必要な事項

ア 契約担当官から又は防衛省としての指名停止等の措置を受けている者でないこと。

イ 産業廃棄物処理については、都道府県知事から産業廃棄物処理法施行規則第10条の2に規定された「収集運搬業の許可証」及び同規則第10条の6に規定された「処分業の許可証」の交付を受けた者のうち、当該許可内容が本契約の履行内容を満たしている者であること。

(2) その他

ア 見積りの方法

見積書には、消費税等に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額から消費税法で規定する消費税率に基づく消費税に相当する金額を差し引いた金額を記載する。

イ 見積の無効

①注意事項第5項第1号に示した参加する者に必要な資格のない者のした見積

②見積金額が明瞭でない見積及び見積者が誰であるか識別しがたい見積。

ウ 産業廃棄物の「収集運搬業の許可証」及び「処分業の許可証」の写を、令和5年1月11日(水)1000までに提出をお願いします。(FAX可とします)

6 問い合わせ先

〒158-0098 東京都世田谷区上用賀1-20-1

陸上自衛隊関東補給処用賀支処 電話03-3429-5241 FAX 03-3429-5245

契約に関する件： 総務部会計課契約班 担当：近藤 (内線) 378

仕様等に関する件： 補給整備課整備管理班 担当：安達 (内線) 315

陸上自衛隊仕様書		
物品番号	-	仕様書番号
産業廃棄物処理	EYB-Z100147C	
	防衛大臣承認	年 月 日
	作成	平成29年10月18日
	変更	令和 4年12月 2日
	作成部隊等名	関東補給処用賀支処

1 総則

1.1 適用範囲

この仕様書は、用賀駐屯地において実施する産業廃棄物処理（以下，“処理”という。）について規定する。

1.2 用語及び定義

この仕様書で用いる用語及び定義は、GLT-CG-Z000001による。

1.3 種類

種類は、表1による。

表1-種類

産業廃棄物の種類		性状・具体例など
産業廃棄物	汚泥	特別管理産業廃棄物に該当するものを除く。
	廃油	
	廃酸	
	廃アルカリ	
	廃プラスチック類	
	繊維くず	
	ゴムくず	
	木くず	
	金属くず	
	紙くず	
	ガラスくず	
	コンクリートくず	
	陶磁器くず	
	水銀使用製品	
	非飛散性アスベスト	

1.4 引用文書

この仕様書に引用する次の文書は、この仕様書に規定する範囲内において、この仕様書の一部を成すものであり、入札書又は見積書の提出時における最新版とする。

a) 仕様書

GLT-CG-Z000001 陸上自衛隊装備品等一般共通仕様書

b) 法令等

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和46年政令第300号）

2 役務に関する要求

2.1 一般的要求事項

契約の相手方は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下、“法”という。）及び廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令に基づき、産業廃棄物の収集、運搬及び処分を行うものとする。

2.2 処理の対象

処理の対象となる産業廃棄物は、表1によるものとし、数量は、調達要領指定書によって指定する。

2.3 処理の区分

処理の区分は、調達要領指定書によって指定する場合を除き、収集、運搬及び処分とする。

2.4 処理基準

産業廃棄物の処理は、法第12条による。

2.5 産業廃棄物管理票の処置

産業廃棄物管理票（以下、“管理票”という。）の処置は、法第12条の3で定めるところによる。

3 品質保証

監督及び検査は、契約担当官等が定める監督・検査実施要領によるほか、契約の相手方は、本役務終了後検査官に管理表（E票）を提出し役務完了の確認を受けるものとする。

4 その他の指示

4.1 提出書類

契約の相手方は、2.5の管理票（B2票、D票及びE票）を産業廃棄物の各処理段階の終了後速やかに契約担当官等に提出するものとする。

4.2 保全

保全は、次による。

- a) 陸上自衛隊用賀駐屯地（以下、“駐屯地”という。）の立ち入りに際しては、所定の立ち入り手続きを行うものとする。
- b) 駐屯地の中での行動（出入門手続き、火気取り扱い、作業用通路など）は、駐屯地の規則及び駐屯地関係者の指示を厳守して行うものとし、作業地域外への立ち入りを禁止する。

なお、やむを得ず作業地域以外への立ち入りを必要とする場合には、所定の手続きを行うもの

とする。

- c) 契約の相手方は、本契約の履行にあたり、直接又は間接に関らず知り得た事項の管理に万全を期するとともに、別途利用その他への公表などは防衛省の承認なく行ってはならない。また、本契約終了後も同様とする。

4.3 使用機材・機器・消耗品

処理に必要な使用機材、機器及び消耗品は、調達要領指定書によって指定する場合を除き、契約の相手方が準備するものとする。

4.4 安全管理

契約の相手方は、安全に対する検討を行い、必要な処置を講ずるなど安全管理を徹底するものとして必要によって契約担当官等の指示を受けるものとする。

4.5 仕様書に関する疑義

この仕様書に関する疑義は、GLT-CG-Z000001の8.3による。

調達要領指定書	調達要求番号	2PSD1A10205
	調達要求年月日	令和 4年 12月 5日
	作成部 課	関東補給処用賀支処総務部 管理課補給班
	作成年月日	令和 4年 12月 5日
品 名	産業廃棄物処理	
仕様書番号	EYB-Z100147C	

指定事項：

仕様書2.2 処理の対象

処理の対象となる産業廃棄物については、次のとおり指定する。

区分	種類	数量	単位	内 訳	備 考
産業廃棄物	廃 油	1	ST	内訳書	アルミ石鹼入りグリス 缶入り(19kg)

仕様書2.3 処理の区分

収集の際の引渡し場所は、陸上自衛隊用賀駐屯地油脂庫(細部は排出事業者との調整による)とする。

仕様書4.1 提出書類

管理表(E票)については令和5年3月30日(木)までに提出する。

内 訳 書 (産業廃棄物廃油)

品 名	規 格	性 状	重 量 (缶含む)	単 位	荷 姿	産廃区分	備 考
アルミ石鹸入りゲリス (缶入り)	アルミックスHD	半固体	19	kg	缶入り	廃油	